

総行女第 11 号
令和 8 年 4 月 9 日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

】 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
（ 公 印 省 略 ）

地方公共団体における障害者の雇用促進について

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 44 号）においては、令和 5 年 3 月に公布され、障害者雇用率の引上げ等を内容とする改正を行ったところですが、経過措置の終了に伴い、令和 8 年 7 月 1 日から国及び地方公共団体に係る障害者雇用率が 2.8% から 3.0%（教育委員会にあっては 2.7% から 2.9%）に引き上げられることとされております。

各地方公共団体におかれましては、かねてより障害者の採用等に積極的に取り組んでいただいているところですが、厚生労働省から当省に対して、令和 8 年 4 月 1 日付け職発 0401 第 27 号（別添）により協力依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の趣旨を十分ご理解の上、適切に対処いただきますようお願いするとともに、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知をお願いします。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室 寺師、江村
電話：03—5253—5546（直通）

職 発 0401 第 27 号
令 和 8 年 4 月 1 日

総務省自治行政局公務員部長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

地方公共団体における障害者の雇用促進について

地方公共団体における障害者の雇用について、従来より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、令和5年3月に公布された障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第44号。以下「改正政令」という。）において、障害者雇用率の引上げ等を内容とする改正を行ったところですが、改正政令における経過措置の終了に伴い、令和8年7月1日より障害者雇用率が引き上げられます。

国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、率先垂範して障害者の雇用に取り組み、雇用の質の確保・向上を図りつつ、障害者雇用率の達成を図っていくことが重要です。

今般、都道府県知事に対して、別添のとおり経過措置の終了についてお知らせし、障害者の雇用促進に努めていただくよう要請するとともに、併せて市町村に対しても同様の通知・要請を行うよう、都道府県労働局に対し指示をしたところです。

つきましては、貴職におかれても、都道府県及び市町村に対して、障害者の雇用の促進についての助言・啓発を行っていただき、地方公共団体における障害者の雇用促進に協力いただくよう、よろしくお願いいたします。

職 発 0401 第 18 号
令 和 8 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の経過措置終了に伴う
障害者雇用率の引上げ等について

令和5年3月に公布された障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第44号。以下「改正政令」という。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第16号）において、障害者雇用率の引上げ等を内容とする改正を行ったところですが、改正政令等における経過措置の終了に伴い、令和8年7月1日より障害者雇用率が引き上げられます。

国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、率先垂範して障害者の雇用に取り組み、雇用の質の確保・向上を図りつつ、障害者雇用率の達成を図っていくことが重要です。

各都道府県におかれましては、その趣旨を十分理解の上、障害者の雇用促進に努めていただくよう特段の配慮をお願いするとともに、貴都道府県所管の地方独立行政法人に対しても、御協力いただけるよう周知の方、よろしく願いいたします。

また、都道府県労働局においては、都道府県や市町村の御協力を得つつ障害者雇用率の引上げ等の周知に取り組むこととしており、こうした取組との連携につき特段の御配慮を御願いたします。

記

1 障害者雇用率について

経過措置の終了に伴い、令和8年7月1日より障害者雇用率が、国及び地方公共団体にあっては3.0%に、都道府県等の教育委員会にあっては2.9%に、一般事業主にあっては2.7%に、独立行政法人を含む一定の特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）別表第二に掲げる法人をいう。以下同じ。）にあっては3.0%に改められること。

2 障害者の雇用状況の報告義務の対象となる事業主の範囲について

経過措置の終了に伴い、令和8年7月1日より障害者の雇用状況の報告義務の対象となる一般事業主の範囲が、その雇用する労働者の数が常時43.5人以上から37.5人以上（特殊法人にあっては38.5人以上から33.5人以上）である事業主に改められること。